

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

パソコンのディスプレイと本体の償却は？

Q: パソコンブームに乗り遅れないため、ホームページで商品の案内をしたいと思い、当社もパソコンを購入することにしました。パソコン本体が19万円で、ディスプレイが8万円でした。

それぞれの取得価額が20万円未満なので、全額損金算入してもよいでしょうか。

A: パソコンディスプレイは、パソコンと一体のもので、別々に取得したものと判定せず、一体で20万円未満かどうかの判定をします。

【解説】

パソコンは「電子計算機」として6年間で償却することになります。

パソコンディスプレイも、この計算機と一体のものなので、6年で減価償却することになります。

昨今のパソコンブームで、以前は4~50万円していたパソコン本体も20万円を下回るものが出てきました。

取得価額が20万円未満の少額減価償却資産は、一括損金で償却することが可能です。

そこで、パソコン本体とディスプレイを別々の「取得価額が20万円未満の減価償却資産」として、一括損金償却したいところですが、これは間違いです。

パソコンブームとともに、このように間違った税務処理をしている会社が多いと聞きます。つまらぬ間違いで否認され、延滞税を取られることのないよう、正しい処理をしましょう。

